

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款の制定について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条の規定に基づき、次のとおり
地方独立行政法人大阪市民病院機構定款を定める。

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款

目 次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 組織及び業務

　第1節 役員及び職員（第7条－第12条）

　第2節 理事会（第13条－第16条）

　第3節 業務の範囲及びその執行（第17条－第20条）

第3章 資本金、出資及び資産（第21条・第22条）

第4章 委任（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者の育成等の業務を行うとともに、地域の医療機関との役割分担と連携のもと、大阪市の医療施策として求められる救急医療及び高度医療等を提供し、医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、大阪市とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人は、事務所を大阪市に置く。

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、大阪市公報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事由により大阪市公報に掲載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員

(役員)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大阪市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第9条 理事長は、市長が任命する。

(理事長以外の役員の任命)

第10条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

2 監事は、市長が任命する。

(役員の任期)

第11条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。

ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(職員の任命等)

第12条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招 集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 病院、診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要な事項

第16条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第3節 業務の範囲及びその執行

(病院の設置)

第17条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

病院の名称	所在地
大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通2丁目13番22号
大阪市立十三市民病院	大阪市淀川区野中北2丁目12番27号
大阪市立住吉市民病院	大阪市住之江区東加賀屋1丁目2番16号

(業務の範囲)

第18条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと
- (3) 医療に従事する者の育成を行うこと
- (4) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

(緊急時における市長の要求)

第19条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため市長が必要と認める場合に、市長から前条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

(業務方法書)

第20条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるものほか、業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金、出資及び資産

(資本金等)

第21条 法人の資本金は、法第67条第1項の規定により大阪市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第67条第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、それぞれ別表に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第22条 法第92条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、大阪市に帰属する。

第4章 委任

(規程への委任)

第23条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるものほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表（第21条関係）

1 土地

地 番	地 積 (m ²)
都島区中野町 5 丁目 1 番439	6,573.63
都島区中野町 5 丁目 1 番472	268.77
都島区中野町 5 丁目 1 番476	4,405.20の内持分440,520分の229,183
都島区中野町 5 丁目 1 番498	182.92
都島区中野町 5 丁目116番 5	406.22
都島区中野町 5 丁目116番 7	346.81
都島区都島本通 2 丁目12番 1	16,929.25
都島区都島本通 2 丁目19番 1	1,595.05の内持分159,505分の82,984
淀川区野中北 2 丁目10番 6	12,337.51
住之江区東加賀屋 1 丁目 9 番 1	15,730.36

2 建物

施設名等	所在地	延べ面積(m ²)
大阪市立 総合医療 センター	病院 都島区中野町5丁目1番地439及び 同区都島本通2丁目12番地1	91,424.11
	病院分室 都島区中野町5丁目1番地476及び 同区都島本通2丁目19番地1	3,831.28
	患者家族等宿 泊施設 都島区中野町5丁目1番地476及び 同区都島本通2丁目19番地1	286.25
	看護師宿舎 都島区中野町5丁目1番地476及び 同区都島本通2丁目19番地1	1,760.64
	駐車場(1) 都島区中野町5丁目1番地476及び 同区都島本通2丁目19番地1	4,030.70の内 持分 403,070 分の 393,691
	駐車場(2) 都島区中野町5丁目1番地476及び 同区都島本通2丁目19番地1	4,572.37の内 持分 457,237 分の 454,274
	駐車場(3)・検 査用貸付床 都島区中野町5丁目1番地476及び 同区都島本通2丁目19番地1	4,612.79
	医師宿舎A棟・ 保育施設 都島区中野町5丁目1番地472、116 番地1及び116番地5	1,069.02
	駐輪場・集塵 庫(A棟) 都島区中野町5丁目1番地472	11.60
	医師宿舎B棟 都島区中野町5丁目1番地498、116 番地1及び116番地7	1,036.72

	駐輪場・集塵庫（B棟）	都島区中野町5丁目1番地498	14.58
大阪市立十三市民病院	病院	淀川区野中北2丁目10番地6	19,761.39
大阪市立住吉市民病院	病院	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	11,365.69
	事務所(1)・倉庫(1)	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	2,487.05
	事務所(2)	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	385.28
	事務所(3)	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	211.70
	倉庫(2)	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	1,183.80
	倉庫(3)	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	156.66
	倉庫(4)	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	66.10
	機械室	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	19.25
	ポンプ室	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	12.24

備考 この表において、大阪市立総合医療センターの項中病院、医師宿舎A棟・保育施設及び駐輪場・集塵庫（A棟）並びに医師宿舎B棟及び駐輪場・集塵庫（B棟）以外のものに係る延べ面積は、これらが属する1棟の建物の延べ面積の内、それぞれの施設が専有する面積をいう。

平成25年5月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款を定めるため、地方独立行政法人法第7条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(設立)

第7条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。